

令和3年3月4日提出

# 令和3年3月市議会定例会 議案参考資料

(その4)

木 更 津 市

## 令和3年3月市議会定例会議案参考資料目録（その4）

議案番号	件名	頁
議案第47号	職員の給与に関する条例の新旧対照表	1
議案第48号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表	2
議案第49号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	3
議案第50号	木更津市国民健康保険条例の新旧対照表	4

新旧対照表

○議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>当分の間、第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</u></p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p>

新旧対照表

○議案第48号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>附 則 1～6 略 7 <u>当分の間、第5条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</u></p>	<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>附 則 1～6 略</p>

新旧対照表

○議案第49号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>附 則 1～7 略 <u>(地域手当に係る額の特例)</u></p> <p>8 <u>当分の間、第8条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</u> <u>(地域手当に相当する報酬に係る額の特例)</u></p> <p>9 <u>当分の間、第18条第5項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</u></p>	<p>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号</p> <p>附 則 1～7 略</p>

新旧対照表

○議案第50号 木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月31日 条例第10号</p> <p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>木更津市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月31日 条例第10号</p> <p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 略</p>